
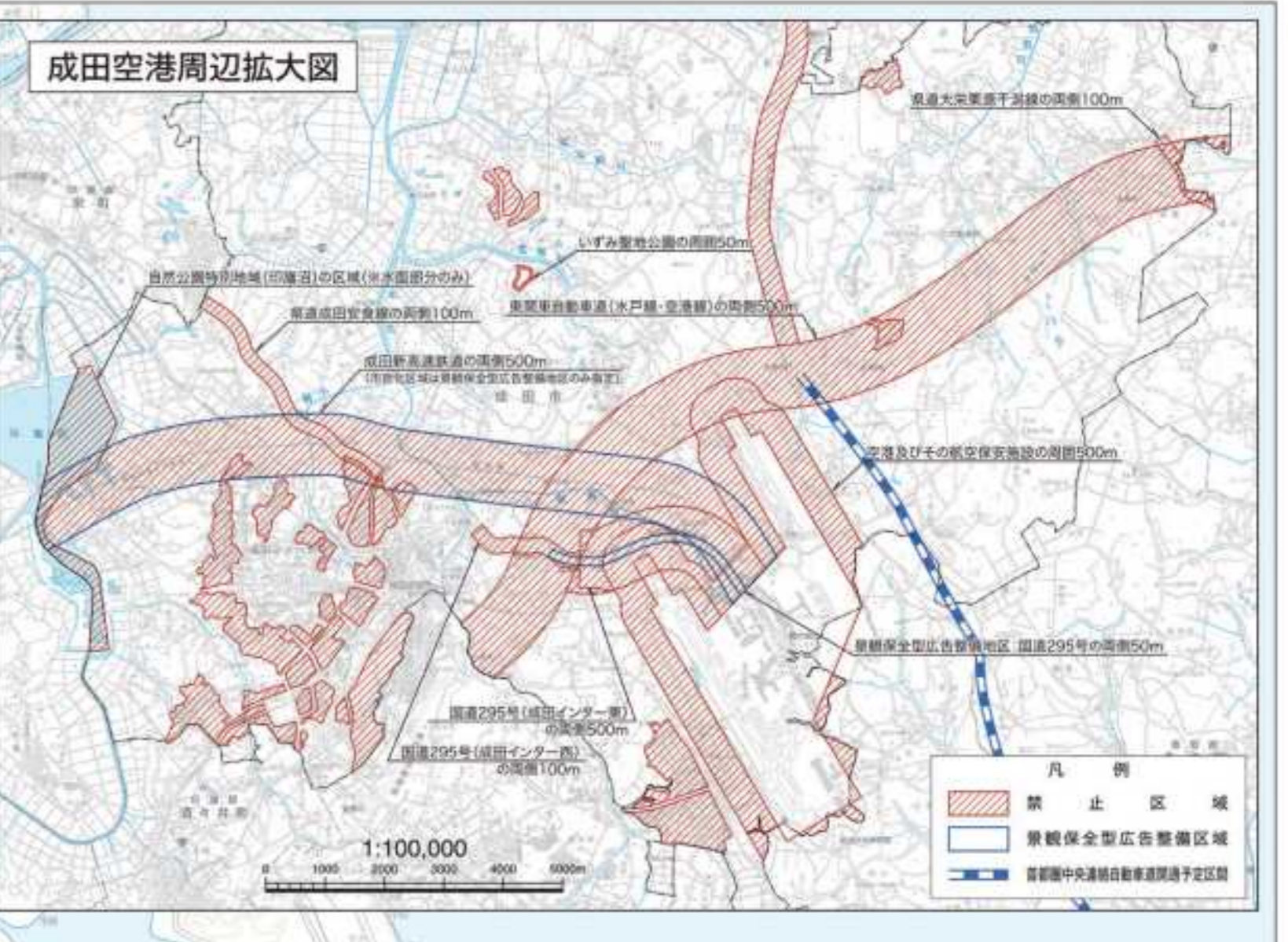


# 千葉県屋外広告物規制図



凡例	
千葉県屋外広告物条例第4条の規定による禁止地域等の指定	
●①-⑤	第6号及び第7号によるもの
●⑥-⑧	第7号によるもの
●⑨-⑩	第8号の2によるもの
●⑪-⑫	第9号によるもの
●⑬-⑭	第10号によるもの
千葉県屋外広告物条例第6条の規定による許可地域等の指定	
●⑮-⑰	第1項第2号及び第3号によるもの
千葉県屋外広告物条例第6条の3第1項の規定による景観保全型広告整備地区の指定	
●⑱-⑳	

凡例	
	千葉県屋外広告物条例第4条による禁止地域等(都市公園(4.0ha以上※1)緑地保全地区、高速自動車国道など)※2
	都市計画区域(千葉県屋外広告物条例第6条第1項第1号の許可地域)
	知事の指定による許可地域等(国道など)
	景観保全型広告整備地区
	国立公園(自然公園法による規制地域)
	県立自然公園(自然公園法による規制地域)

※1 面積が4.0ha未満の都市公園についても禁止地域となります。  
※2 この図の他、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域が禁止地域となります。

凡例	
	一般国道
	主要地方道
	一般道道
	高速道路
	有料道路
	広域農道
	JR線
	私鉄
	新幹線
	市道
	町道
	村道
	指定都市道